五八　保険業法第二百九条の規定による届出に関する件　二　一
五九　銀行法第五十五条第二項の規定による同法第三条の二第一項の規定により適用される同法第五十二条の九第一項の認可の失効に関する件　二二　一
六〇　銀行法第五十五条第二項の規定による同法第五十二条の九第一項の認可の失効に関する件　二二　一
六一　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二八　四
○総務省
三八三　元売業者の指定を取り消した件　一　三
三八四　元売業者を指定した件　一　三
三八五　平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件の一部を改正する件　一　四
三八六　電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件　一　四
三八七　周波数割当計画の一部を変更する件　一　四
三八八　他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一　四
三八九　電気通信事業法第三十条第三項から第五項までの規定の適用を受ける第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　一　四
三九〇　無線機器型式検定に合格した機器の件　一　四
三九一　登録認定機関の登録に関する件　一　四
三九二　技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件　四　三
三九三　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　九　三
220　一七
三九四　周波数割当計画の一部を変更する件　一一　二
三九五　地方独立行政法人法第八条第二項ただし書の規定による地方独立行政法人法施行令第二条第三号の総務大臣の指定する事項を定める件　一七　六
三九六　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一八　二
三九七　外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件　二二　二
三九八　電気通信主任技術者試験を実施する指定試験機関の事務所に関する変更の件　二五　二
三九九　工事担任者試験を実施する指定試験機関の事務所に関する変更の件　二五　二
四〇〇　放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件　二八　四
四〇一　登録証明機関を登録した件　二九　二
四〇二　特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件　二九　二
四〇三　開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件　二九　二
四〇四　特定基地局の開設に関する計画に係る周波数の指定を変更する件　二九　三
四〇五　統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件　三〇　一
234
○総務省、文部科学省
一　地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示　一七　六
○総務省、農林水産省、国土交通省
一〇　離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件　一　一六
213
一一　半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件　一　一七
213
○政治資金適正化委員会
六四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　四　三
六五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一六　一
六六　〃　一七　六
六七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一七　七
六八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二二　一
六九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二三　二
七〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二四　一
○法務省
三五八　除籍が滅失した件　一　四
三五九　会社法第九百五十条の規定に基づく電子公告調査の業務の全部の廃止に関する件　一　四
三六〇　日本国に帰化を許可する件　一　四